



子育て短期支援事業 ヒアリング事例集

令和7（2025）年3月

1 団体/事業者ヒアリング 実施概要	2
2 本事業の実施・拡充に向けた検討フロー（一例）	4
3 子育て短期支援事業実施におけるQ&A	5
4 事例集（自治体）	
事例 1 福岡県福岡市	11
事例 2 千葉県松戸市	13
事例 3 兵庫県西宮市	15
事例 4 兵庫県尼崎市	17
事例 5 三重県桑名市	19
事例 6 埼玉県朝霞市	21
事例 7 福岡県嘉麻市	23
5 事例集（事業者）	
事例 8 認定NPO法人SOS子どもの村JAPAN	26
事例 9 社会福祉法人日本児童育成園（はこぶね）	28
事例10 社会福祉法人晴香	30
事例11 社会福祉法人別府光の園	32
事例12 社会福祉法人光明童園	34
事例13 一般社団法人青草の原（れもんハウス）	36
事例14 社会福祉法人野町保育園（石川県金沢市）	38

※ 本事例集は、「子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究」（令和6年度 子ども・子育て支援調査研究事業）において、子育て短期支援事業の実態を把握するために行ったヒアリングをまとめたものです。参考として活用ください。

団体／事業者ヒアリング

実施概要

子育て短期支援事業の実態の把握を目的とし、自治体及び委託事業者の計15団体にヒアリング調査を実施し、取りまとめました。ヒアリング先の選定に際しては、事業の実施実績が比較的豊富にある事業者・自治体から抽出を行いました。

自治体

人口20万人以上

- 1 福岡県福岡市**
- 2 千葉県松戸市
- 3 兵庫県西宮市
- 4 兵庫県尼崎市

人口5～20万人

- 5 三重県桑名市
- 6 埼玉県朝霞市

人口5万人以下

- 7 福岡県嘉麻市

**事業者（⑧）同席のもと、ヒアリングを実施した先

委託事業者

里親の活用

- 8 認定NPO法人 SOS子どもの村JAPAN**（福岡県福岡市）
- 9 社会福祉法人 日本児童育成園（はこぶね）（岐阜県岐阜市）
- 10 社会福祉法人 晴香（千葉県松戸市）

社会的養護施設の活用

- 11 社会福祉法人 別府光の園（大分県別府市）
- 12 社会福祉法人 光明童園（熊本県水俣市）

こどもの居場所拠点の活用

- 13 一般社団法人 青草の原（れもんハウス）（東京都新宿区）

保育園施設の活用

- 14 社会福祉法人 野町保育園（石川県金沢市）

**自治体（①）同席のもと、ヒアリングを実施した先

ヒアリング項目

ヒアリングにあたっては、主に以下の項目について実態や意見を確認しました。

事業の意義・効果、実施状況等（共通）

- ・ 事業に取り組む意義
- ・ 事業実施による効果
- ・ 本事業の捉え方、位置づけ
- ・ 実際の需要の状況（利用者属性別の利用人数、頻度、利用シーン等）
- ・ 需給ギャップに関する認識（人材・予算の過不足の有無、想定する要因等）
- ・ 自治体と事業者の連携状況、関係性（望ましい自治体・事業者の役割分担）
- ・ 取組のきっかけ、取組を開始するまでの過程、検討を進める中で障壁になったことやその解決方法

適切な需要量の把握、供給量確保に向けた取組み（自治体）

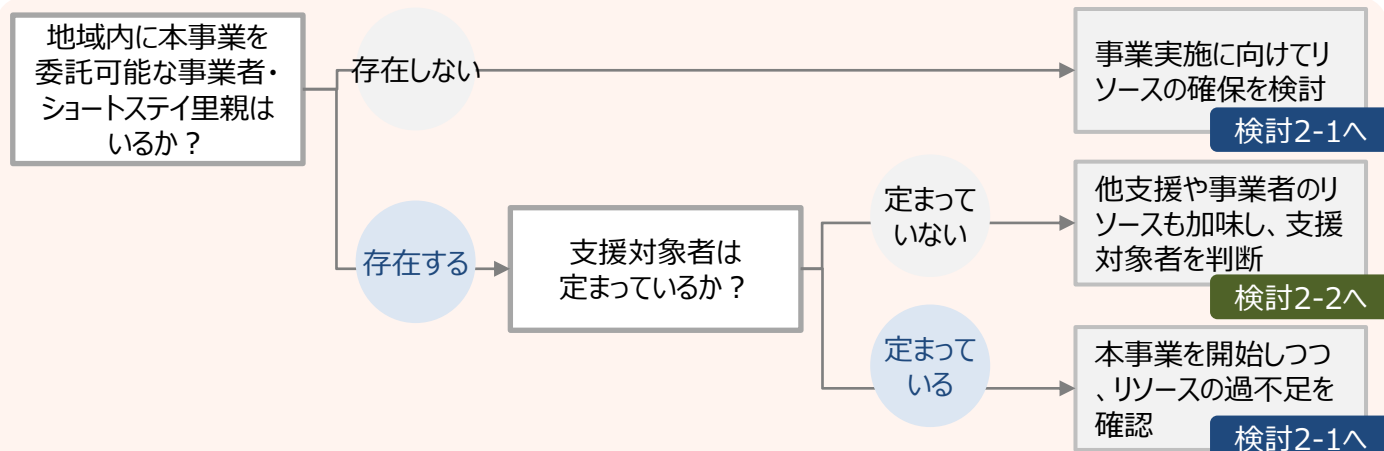
- ・ 需要の算出方法の工夫（量の見込みの捉え方、活用実態）
- ・ 需要発掘のための工夫（広報活動、利用要件の緩和・利用料の設定方法、申請の簡易化、相談員への周知・研修等）
- ・ 供給量確保の工夫（広域連携、フォスタリング機関・里親の活用等）

供給量の確保や支援の質を高めるための取組み（事業者）

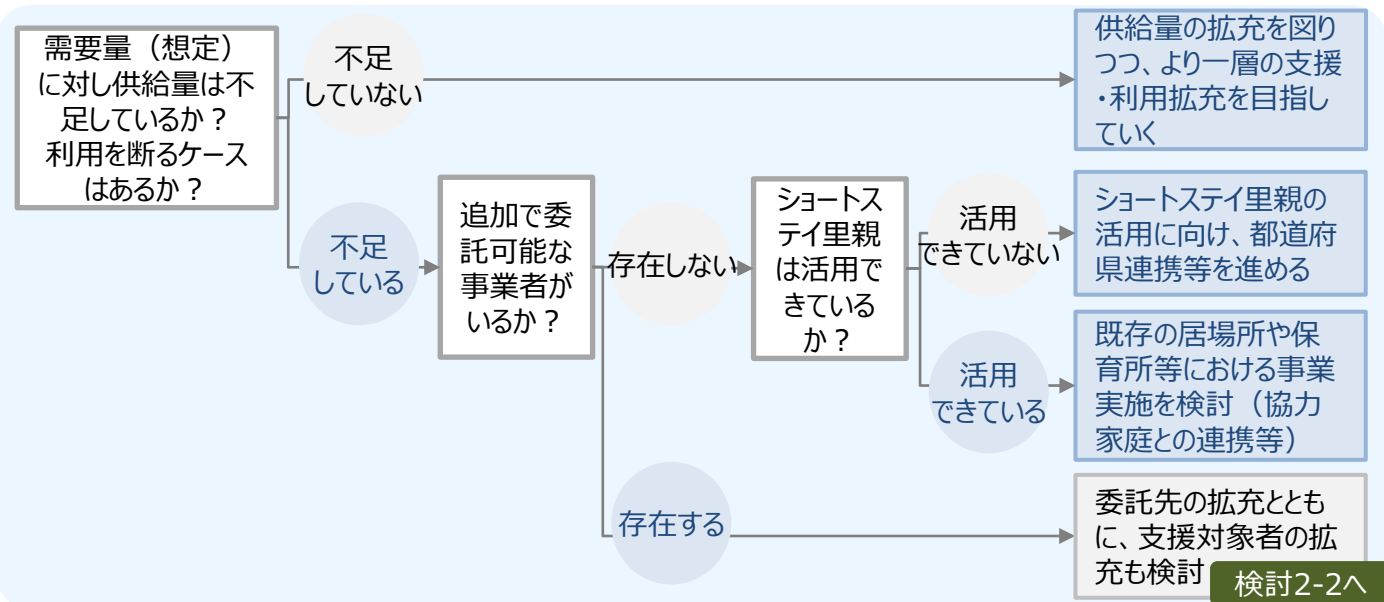
- ・ 自治体からの申請に対して出来るだけ受け入れるための工夫
- ・ リソースの活用（本事業と既存事業を実施する生活区域の棲み分け、里親の利用状況、受け入れ先（施設・里親）の仕分けの仕方、里親への相談対応などのアフターフォローなど里親の確保における工夫、職員数の確保など運営の工夫）
- ・ 本事業の実施に当たって、取り組んでいる業務内容について、施設独自に実施している内容、実施背景
- ・ 職員のスキルや人員配置で施設が独自に、主に子育て短期支援事業の質の担保のために実施している内容、実施背景
- ・ ニーズの聞き取りや受け入れ先の仕分（施設・里親）、利用者と里親のマッチング（事前の相性確認など）における工夫
- ・ 利用者が里親へ預ける心理的ハードルを解消するための工夫

本事業の実施・拡充に向けた検討フロー ※一例

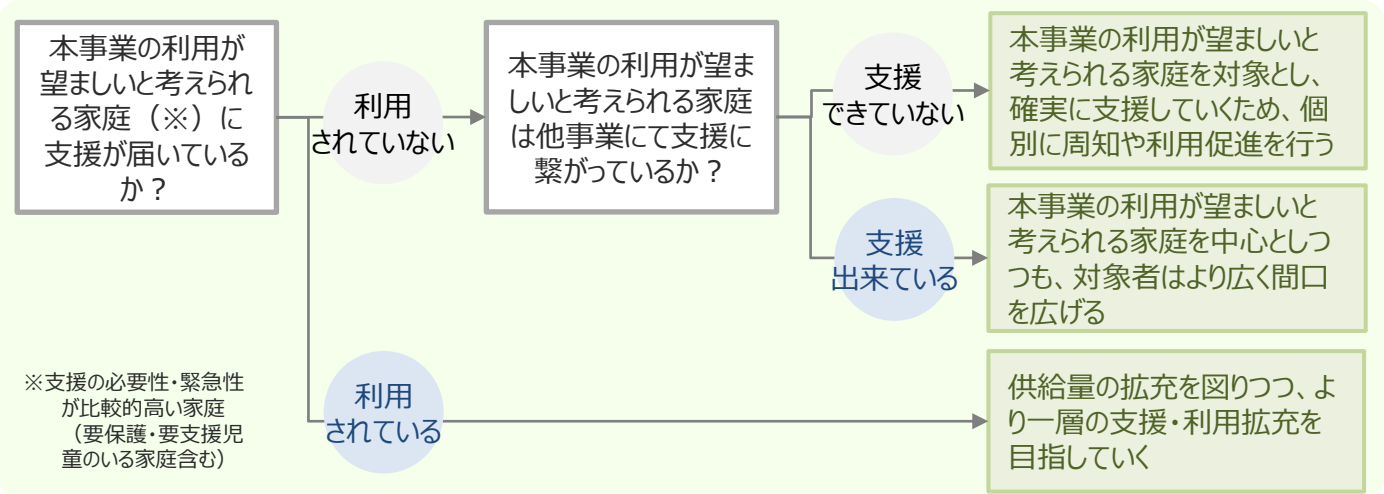
検討1 本事業を新たに始める場合

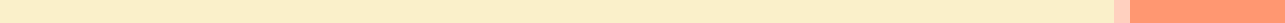


検討2-1 本事業の供給量確保・拡充を図る場合



検討2-2 利用対象者を見つめなおす場合





子育て短期支援事業 実施におけるQ&A

子育て短期支援事業実施におけるQ&A

自治体向け

供給量の確保・拡充を図りたい場合

Q 事業者(社会的養護施設)と連携して供給量を確保するための工夫はありますか？

A 近隣自治体と共同で委託することで、施設にショートステイ専用の部屋を設けている自治体が見られます ②松戸市

A 市町村内だけでなく近隣市町村の児童養護施設等へ委託し、供給量を確保することが考えられます ③西宮市 ④尼崎市

A 安心して事業を実施するため、傷害保険等について、市町村により一括で加入する事例や、保険料を委託料に加算し事業者に参加を依頼する事例が見られます ①福岡市 ⑤桑名市

Q 近隣に社会的養護施設が少ない場合、どのように供給量を確保すればよいですか？

A 里親を活用することで、安定的な供給量を確保していくことが考えられます

①福岡市 ②松戸市 ③西宮市 ④尼崎市 ⑤桑名市 ⑥朝霞市

A 居場所拠点や保育所など多様なリソースを活用していくことが考えられます ⑭青草の原 ⑮野町保育園

利用対象者を定めて、支援を届けたい場合

Q 支援が必要な家庭をどのように把握し、案内すればよいですか？

A 要保護・要支援家庭等へのケースワークとしてアセスメントを実施し、支援が必要な家庭を把握することが考えられます

③西宮市 ④尼崎市 ⑤桑名市

A 要対協※の調整業務を担う部署がショートステイの事業所管となることで、支援が必要な家庭への事業提供がスムーズになった自治体が見られます ⑦嘉麻市

A 家庭への様々な子育て支援を所管するこども家庭センター等によるソーシャルワーク機能を強化し、ショートステイが必要な家庭に個別案内することが考えられます ①福岡市 ②松戸市 ⑤桑名市

A 児童相談所・保健センター・保育所等と情報共有し、支援が必要な家庭に個別案内することが考えられます ③西宮市 ⑦嘉麻市

Q 支援が必要な家庭に対して支援を確実に提供するための工夫はありますか？

A 先着順の一般利用枠とは別に、特に支援が必要な家庭に向けた緊急用の枠を設ける自治体が見られます ②松戸市

Q 適切な需要量を算出するための工夫はありますか？

A 支援が必要な要保護・要支援家庭の需要を見込み、実績に加えて、要保護・要支援児童の家庭などで今後利用が想定される家庭の利用見込量を加算する自治体が見られます ⑦嘉麻市

A 実績に加えて、仕事を理由とした利用ニーズの増加分を加算して算出する自治体が見られます ①福岡市

子育て短期支援事業実施におけるQ&A

自治体向け

里親活用を拡げたい場合

Q 里親を確保するための工夫はありますか？

A 事業開始当初、都道府県の協力のもと域内在住の里親情報を収集。個別に問合せのうえ説明会を実施し、ショートステイに協力可能な里親を確保した自治体が見られます
②松戸市

A 新規に里親になることを希望する方がいる際に、児童相談所から連絡を受け、市町村職員も同行しショートステイへの協力を依頼している自治体が見られます
⑥朝霞市

A 近隣市町村在住の里親にもショートステイ里親として登録してもらい、預かりに協力してもらうことが考えられます。
③西宮市

Q 里親の育成をどのように図ればよいですか？

A 市・里親・フォスティング機関でネットワークを構築し、連絡会を通して里親の普及啓発や支援に取り組むことが考えられます
⑤桑名市

A 里親定例会において、里親同士の交流や支援ノウハウの継承を行うことが考えられます
⑥朝霞市

Q 里親のコーディネートをどのように対応すればよいですか？

A 市職員が里親と交流する中で関係を構築し、市町村職員が里親のコーディネート業務を担う自治体が見られます
⑥朝霞市

A 里親をよく知る里親支援センター等のフォスティング機関へコーディネート業務を委託する自治体が見られます
①福岡市 ②松戸市
③西宮市 ④尼崎市

A 里親のコーディネート業務を近隣市町村と共同で事業者へ委託することも考えられます
②松戸市 ③西宮市

Q 利用者の里親での預かりに対する不安を解消するための工夫はありますか？

A 安心して預かりができるよう、利用者と里親との事前の顔合わせが行われてます
④尼崎市 ⑥朝霞市

A 預かり前から通学できるなど、里親による預かりのメリットを丁寧に伝え、ショートステイ里親の利用を促進していくことが考えられます
①福岡市

Q 里親に対してどのような情報提供が必要ですか？

A ケースワーカー・里親支援相談員・保護者・里親間で事前の面談を行い、情報共有を図っている事例が見られます
④尼崎市

A 市HP上に「こどもの状況」を入力する申請フォームを用意し、里親に必要な情報を取得する仕組みを構築している自治体も見られます
③西宮市

子育て短期支援事業実施におけるQ&A

委託事業者向け

運用について

Q 送迎対応は誰が実施していますか？

A 施設での預かりの場合、下記の対応が挙げられます

- 施設職員等が送迎を実施

⑨日本児童育成園

⑬青草の原

(送迎支援として有料としている場合あり)

⑪別府光の園

- 市町村が送迎支援を実施（登下校で施設・市町村職員で分担している場合あり）

⑫光明童園

A ショートステイの場合、下記の対応が挙げられます

- 里親による送迎（フォスティング機関が送迎の対応が出来るショートステイ里親をマッチング）

③西宮市

- コーディネーターによる送迎

⑧SOS子どもの村JAPAN

Q スタッフの配置をどのようにしていますか？

A 施設に専用棟を設けている場合、出向で専属職員を設けている場合があります。

⑨日本児童育成園

人事交流により、他施設との連携が行いやすい体制作りにつなげている場合があります。

⑪別府光の園

A 人手が必要な場合に本事業以外の職員も応援に入ってもらえる場合があります。

また、応援に入ってもらえるスタッフも多く入る形でシフトを組み、負担を軽減させる工夫がされている場合があります。

⑬青草の原

A エリア別にショートステイ里親・利用者との受け入れ調整や送迎・緊急時も含む連絡調整を行うコーディネーターを専門的に配置している場合があります

⑧SOS子どもの村JAPAN

Q 他事業での施設で実施する際に留意していることはありますか？

A 入所児童への負担を減らすために、専用の区画を設ける等工夫がなされています

⑫光明童園

A 玄関の保育ルームに迎えに行き、利用者を迎えることにより、どのような方が施設を利用しているかは分からないように配慮する工夫がなされています

A 居場所事業として地域に開かれた活動とはあえて明確に切り離さないことにより、相乗効果を生み出している場合があります

⑬青草の原

子育て短期支援事業実施におけるQ&A

委託事業者向け

受け入れ体制について

Q 相談や申請・予約窓口は自治体が担う方が良いでしょうか？

A 事業者が担っている場合があります。

⑨日本児童育成園

⑩晴香

事業者が申請や予約窓口を担うメリットとして下記が考えられます。

- ・ 役所の窓口が閉まる時間帯や土日祝でも、柔軟に受付が可能
- ・ 施設で一括で利用相談から事前面談・申請まで対応できる
- ・ 利用家庭の状況を踏まえて、利用日数の上限以上の預かりなどの必要性の判断が行いやすい

※なお、自治体が担っている場合もあり、下記メリットが考えられます。

- ・ サポートプランに本事業を組み込んだうえで、サポートプランの内容を共有いただき、ショートステイの予約をしてもらうことにより、より効果的な支援が可能となる
- ・ 事業所が一括で依頼を受けない形の方が、既に実施している他事業への影響が少ない

Q 利用者のアセスメントはどのように実施していますか？

A アセスメントシートを作成して自治体に配布し、情報を記載してもらうようにしています

⑫光明童園

A 施設の事前見学にて家庭でのこどもの状況を保護者からヒアリングし、保護者との関係性構築にも繋げています

⑪別府光の園

A 見学でこどもからの意見を聞く場合があります

⑫光明童園

A 配慮が必要な児童などは状況の丁寧な聞き取りや、必要に応じて学校等との調整も行う場合があります

⑧SOS子どもの村JAPAN

A 自治体がアセスメントを行っている場合があります

⑬青草の原

支援の質の向上について

Q 経験の浅いスタッフや里親のスキル向上にむけて、どのような工夫をすると良いですか？

A 多くのスタッフで預かることにより、放課後等デイサービスや幼稚園、施設などで働いているスタッフから経験の浅いスタッフがこどもとの接し方について現場で学べるようにしたり。相談やアドバイスし合う場を設けたりしています

⑬青草の原

A ショートステイ里親については、比較的家庭環境が落ち着いている家庭には、新しく登録された里親を紹介し、家庭環境が難しい利用者の場合はベテランの里親を紹介するように工夫がされています

⑨日本児童育成園

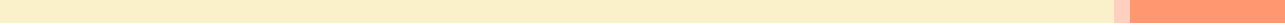
Q スタッフや里親へのサポートについて、どのような工夫をすると良いですか？

A 資格取得をサポートする制度づくりを行っている場合があります

A スタッフ側のメンタルケアの観点での施設内の心理相談の利用も可能としている場合があります

A ショートステイ里親に対して、ピアサポートの場として交流会を設けている場合があります

⑧SOS子どもの村JAPAN



事例集（自治体）

問い合わせ先

福岡市 こども未来局 こども健やか部 こども家庭課
k-katei.CB@city.fukuoka.lg.jp

自治体

委託事業者

● 事例のポイント

- 社会的養護施設に限られる中、里親を活用することで地域全体を網の目で支えていく環境を構築し、多くの利用者に本事業を提供している。
- ショートステイを必要とする家庭に適切に支援が届くよう、窓口となる職員のソーシャルワーク機能の強化に取り組んでいる。

● 基礎項目

事業形態	以下の施設や事業者に委託し実施 社会的養護施設（児童養護施設、乳児院）、児童家庭支援センター、 里親家庭（児童家庭支援センターや民間事業者がフォスティング機能を担う）
支援概要	【利用対象児童 福岡市内に住む18歳未満の児童】 【利用料金 生活保護受給世帯・市民税非課税世帯・ひとり親世帯、保護者が障害を有する家庭、要支援・要保護児童のいる家庭は減免により無料、その他の世帯は5,350円/日（2歳未満）・2,750円/日（2歳以上）】 【利用理由 育児疲れ、仕事の出張、急な入院や介護などの理由で利用可能】 【利用できる期間 1回あたり原則7日以内】
支援の流れ	- 支援までの流れは以下のとおり。 ① 市内にある区役所窓口を利用者が申込（施設と里親の預かり先の希望などを確認） ② 区役所窓口担当者から委託する事業者・施設（児童養護施設、乳児院、里親を調整するNPO法人など）へ受け入れ可否を電話にて照会 ③ 利用者に対して受け入れ可能な事業者・施設を案内 ④ 事業者・施設にて所定の手続きを行いショートステイを開始

● 事業の意義・効果、実施状況等

事業の意義・効果	ショートステイ事業は在宅支援策の一つであり、養育支援訪問事業や親子関係づくりサポート事業と組み合わせながら、在宅支援を充実させている。在宅支援を拡充するに伴い措置児童数は減少している。平成26年4月1日時点では449名であったが、令和6年4月1日には268名に減少している。措置児童数の減少は在宅支援を拡充した効果と捉えている。
事業の位置づけ背景	- かつて、市内の社会的養護施設が飽和状態になり、里親委託への移行が行われた。その後、長期で児童養護施設等に入所しているこどもたちの家庭復帰、家庭移行支援というフェーズがあり、その次のフェーズとしてショートステイ事業などの在宅支援により親子分離防止と家庭に帰ったこどもたちの支援の充実に取り組んでいる。 - 福岡市は人口が約160万人、児童人口が約24万人だが、施設としては乳児院が2か所、児童養護施設が3か所で少なく、また都心部から遠方にある。そのため、里親を活用することで地域全体を網の目で支援できる環境を構築することが重要となっている。

需給状況

- ・ 利用者の属性は生活保護世帯やひとり親が多い状況である。レスパイトで利用される方が多い。
- ・ 里親など預かり先はあるが、利用者および里親との調整業務に対応する人員の不足により調整できず、受け入れを断るケースがあることが課題となっている。

● 適切な需要量の把握、供給量確保に向けた取組み

需要の算出方法 の工夫



仕事を理由とした利用のニーズを見込み、需要量（量の見込み）を算出

- ・ 利用実績（令和5年度：約8,500件）に、受け皿がなく断ったケース（全体の2割程度）を踏まえ、現時点の需要量を10,000件程度と想定している。加えて、**仕事を理由とした利用が増えることを見込み**、令和7年度の「量の見込み」は11,100件と算出している。

潜在需要を発掘 するための工夫



市職員のソーシャルワーク機能を整え、支援が必要な家庭に事業を届けている

- ・ ショートステイを必要とする家庭に適切に届くよう、**職員のソーシャルワーク機能の強化に取り組んでいる**。様々な在宅支援メニューを用意しており、各支援の窓口職員が市全体の支援内容を理解し、窓口の相談者に適切な支援メニューを提供できる体制を整えている。

供給量を確保する ための工夫

- ・ 里親の数を増やすことが重要になる。これまで里親ショートステイをフォスティング事業で展開していたが、令和7年度以降は里親支援センターを設置予定であり、センターを活用し更に里親の支援を充実させていく予定。
- ・ **短期養育は、長期養育に比べて里親が取り組むハードルが低く、ショートステイ事業などの短期養育事業が活躍しやすいと捉えている。**

その他の工夫

<里親活用を促進するための工夫>



里親による預かりのメリットを丁寧に伝え、ショートステイ里親の利用を促進

- ・ 【里親ショートステイのメリットの案内】 施設で預かる場合は、保護者による施設までの送迎が必要だが、**里親ショートステイでは、事業者による送迎があることがメリット**であると伝えている。また、**利用者の近隣の里親で預かる場合、保育所や学校などに継続して通うことができ、こどもにとっても心理的負担が小さい面があることも伝えている。**

<里親が安心して活動するための工夫（補償保険に係る対応）>

- ・ **市でショートステイに係る傷害保険に加入し、里親を含めた実施施設における万が一の事故に備えている。**

問い合わせ先

松戸市 子ども部 こども家庭センター 庶務事業担当
047-366-3941

自治体

委託事業者

● 事例のポイント

- 一部近隣の6市町村と連携しており、児童養護施設では共同で施設に委託してショートステイ事業を実施している。本事業の専門人員を配置しており、国の専従人員配置支援も活用する。
- 利用対象の制限は設けず、支援を必要とする人が漏れないように幅広く対応している（ポピュレーションアプローチ）。

● 基礎項目（公開情報やアンケート回答も踏まえ記載）

事業形態	以下の施設や事業者へ委託し実施 社会的養護施設（児童養護施設 ※【事例10】社会福祉法人晴香） 認可の夜間認定こども園 ※夜間認定こども園及び土曜日養護を実施し、ショートステイは金曜日のみ実施 里親家庭（児童養護施設にマッチングを委託）
支援概要	【利用対象児童 満1歳以上18歳未満の児童】 【利用料金 <ショートステイ> 市民税非課税世帯は1,100円/日、一般世帯は5,500円/日（2歳未満）、2,850円/日（2歳以上）。※生活保護世帯は無料】 【利用理由 疾病・出産・仕事・育児疲れ等により、家庭での育児が困難なときに、どなたでも利用可能】 【利用できる期間 1回あたり原則7日以内】
支援の流れ	- 支援までの流れは以下のとおり。 ① 利用施設により直接施設もしくは、市役所こども家庭センターへ電話にて申込 ② 施設見学及び面談を実施 ③ 利用申請書を利用する施設に提出 ④ 利用負担金の支払い ⑤ 各施設の利用開始

● 事業の意義・効果、実施状況等

事業の意義・効果	- レスパイト等で本事業を活用することにより子育て負担を軽減し、こどもの健全育成につなげることが事業の意義と捉えている。 - 事業の効果としては、虐待の事前防止の効果があり、さらに、一時保護手前の家庭が利用することで、育児の大変な時期を乗り越え、家庭での養育に戻ってもらうことにつながっている。
事業の位置づけ背景	平成14年に市内に児童養護施設の晴香園（事例10）が開設され、開設を契機に事業者と連携しショートステイ事業の取組を始めた。

需給状況	- 延べ利用人数は年間1,000人程度。利用者のおおよそ半分は要保護・要支援家庭が利用する。  利用対象者を幅広く設定し、ポピュレーションアプローチを展開している - ショートステイを幅広く活用してもらいたいという思いで利用対象の制限は設けていない。利用対象に制限を設ける場合、支援の必要が高いが対象から外れてしまうケースが出てくることを懸念している。まずは、利用対象を広く設け、支援を必要とする人が漏れないように実施している。 - 現在は、金・土・日に予約が集中している状況。申込は原則先着順で、繰り返し利用する人が多く、初期利用の方を中心に利用できない人も出てきていることが課題。
------	---

● 適切な需要量の把握、供給量確保に向けた取組み

潜在需要を発掘するための工夫	支援が必要な人に届けるため、家庭を支援する関係機関のソーシャルワーカーや保健師、相談員がショートステイ事業を十分に理解し、家庭状況に応じて利用を提案できるようにしている。
供給量を確保するための工夫	 先着順の利用枠とは別に、特に支援が必要な家庭に向けた緊急用の枠を設ける - 先着順の枠とは別に、特に支援が必要な家庭に向けた緊急用の枠を設けている。 - 令和7年度からは晴香園に松戸市のショートステイ事業専用の部屋（定員10名程度）を新たに開設する予定。先着順の通常利用とは別に、緊急的な利用については、市と晴香園で相談しながら受け入れを決めていく予定。
周辺自治体との連携	 近隣市町村と連携し事業を展開。専門人員を配置し、国の支援を活用している - ショートステイは近隣6市と共同で実施。一つの部屋（定員8名程度）を6市で使っており、利用率を見ながら予算を案分している。実施にあっては専門人員を配置しており、現在は人件費に国の専従人員配置支援を活用している。 ※令和7年度からは松戸市専用の部屋を新たに一部屋設け、現行の部屋を他市で活用する予定 - 近隣6市では年に数回会議が行われ、予算案分に関する協議や、事業者からの現状報告、改善点に係る議論が行われる。
その他の工夫	＜里親確保の工夫＞ - 令和4年から里親ショートステイに取り組む。取組を開始するにあたり、千葉県からショートステイに協力可能な里親の名簿をもらい、名簿をもとに市から問合せのうえ説明会を実施し、ショートステイ事業に協力可能な里親を確保した。 ＜里親調整人員の配置＞ - 里親ショートステイでは、里親との調整業務を児童養護施設（晴香園）に委託し、専門人員を1名配置している。里親ショートステイを実施する隣接市の流山市と合同で委託しており、経費を案分する。 ＜事業者による利用受付＞ 利用受付業務を児童養護施設（晴香園）に委託する。直接施設に利用受付を対応してもらうことで、市のフィルターを通さないこととなり、利用者も予約しやすくなっている。この点は利用者の増加に寄与していると捉えている。

問い合わせ先

西宮市 こども支援局 子育て支援部 子供家庭支援課
jidou@nishi.or.jp

自治体

委託事業者

● 事例のポイント

- 里親ショートステイに取り組むことで供給量の拡大を図り、安定的な支援の提供を可能としている。里親の活用にあたっては、隣接市町村と連携し事業を展開している。
- 里親に必要な情報が提供される仕組みが構築され、里親が安心して預かれる環境を構築している。

● 基礎項目（公開情報やアンケート回答も踏まえ記載）

事業形態	以下の施設や事業者委託し実施 社会的養護施設（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設） 里親家庭（里親支援センターがフォスティング機関を担う）
支援概要	【利用料金 生活保護受給世帯・ひとり親の市民税非課税世帯は無料、市民税非課税世帯・ひとり親世帯（市民税非課税世帯を除く）は1,100円/日（2歳未満）・1,000円/日（2歳以上）、その他の世帯5,350円/日（2歳未満）2,750円/日（2歳以上）】 【利用理由 保護者の病気、出産などで、子育てが一時的に困難な場合】理由に制限を設けず、一時的な養育が難しい場合はどのような理由でも利用可能としている。 【利用できる期間 原則連続7日間/回 ※年間48日までを上限】
支援の流れ	- 支援までの流れは以下のとおり。 ① 電話にて市へ利用相談 ② 市職員が施設・里親フォスティング機関と日程を調整し、利用者に利用日を案内 ③ 利用者から自治体へ電子申請にて利用の申込 ④ 利用開始

● 事業の意義・効果、実施状況等

事業の意義・効果	- 事業の意義として、子育てに困難を抱えている場合や、保護者の疾病・出産・入院や仕事で一時的に育児が困難になった場合に、実際にこどもを預かることで養育の安定を図れる点がある。 - 令和4年7月から里親ショートステイを開始し、同時にレスパイトでの利用を視野に年間利用可能日数を7日間から48日間までに拡大。その結果、レスパイト目的で本事業を定期的に利用する家庭が増えた。本事業を利用できなかった場合、一時保護や入所などに至ってしまう可能性もあり、未然に防ぐ効果があると考えられる。
事業の位置づけ背景	要保護・要支援児童に限らず、仕事の都合での利用などを含め、一時的な養育が難しい場合はどのような目的でも利用可能としている。

需給状況	- 利用目的はレスパイト目的が多い。育児疲れの方で保育園に預けられない日曜日に利用されている家庭も多い。レスパイト目的で利用する家庭では、年間利用日数上限の48日まで利用される方もいる。 - レスパイト目的の方や定期的な出張や夜の会議がある方の場合、繰り返し本事業を利用される傾向にある。  里親ショートステイの実施により供給量を確保し、安定的に支援を提供している - 施設のみで本事業を実施していた際は利用申請を断ることが多かった。令和4年に里親ショートステイを開始してから申請を断るケースは少なくなった。現在では利用の半数程度が里親での預かりとなっている。
------	---

● 適切な需要量の把握、供給量確保に向けた取組み

潜在需要を発掘するための工夫	- 要支援・要保護児童について、育児疲れなどが保護者にみられる場合は市職員から積極的に利用を勧めている。 子育て世帯との接点が多い保健センターや保育所など関連機関に広く本事業を周知し、各家庭の状況からアセスメントを行い、利用が必要と判断された家庭に早期に本事業を紹介できる体制を構築している。
供給量を確保するための工夫	里親ショートステイの実施により供給量の拡大を図った。実施までの経緯として、コロナ禍に預かりニーズがあるものの、施設内の感染で利用申請を断るケースが多くなり、里親ショートステイの検討を始めた。里親ショートステイを始めるにあたり課題が3つあった（①里親情報がなくコーディネートが難しい、②閉庁している夜間休日の対応が難しい課題、③財源の課題）。コーディネートについては、里親支援専門相談員を配置する児童養護施設運営の社会福祉法人へ委託し対応。また、夜間休日の里親からの緊急連絡対応も同法人で対応可能となった。財源については、国の補助金と併せて市の基金を活用し対応した。 近隣市町村の施設にも依頼し、11施設と本事業の委託契約を行っている（市内は小規模な施設2カ所を含め児童養護施設が4カ所のみ）。
周辺自治体との連携	 近隣市町村と連携し里親ショートステイ事業を展開。里親の共有やフォスタリング機関への委託も共同で行う - ショートステイ里親を開始した際に、西宮市内の里親が所属している阪神南地区里親会へ協力を打診。阪神南地区里親会には隣接市町村の里親も所属しており、隣接市の芦屋市と連携して里親ショートステイに取り組んでいる。 - 具体的には、両市の里親がショートステイ里親として登録しており、芦屋市在住の里親で預かることも可能となっている。 - また、フォスタリング機関への委託も共同で行い、委託費については人口比に基づき案分している。
その他の工夫	<通学時の送迎のコーディネート> - 通学時の送迎のニーズがあった際には、フォスタリング機関で送迎に対応できる里親がコーディネートされる。 <里親へのこどもの情報提供の充実> - 西宮市HPに「こどもの状況」を入力する申請フォームが用意され、里親に必要な情報が提供されるようになっている。入力する情報は、健康情報等だけでなく、「こどもの呼び名」や小さなこどもの場合「好きな遊び」や「好き嫌い」など、里親が安心して預かるために必要な情報も含んでいる。収集する情報は里親会と相談して定めている。

問い合わせ先

尼崎市 こども青少年局 子どもの育ち支援センター こども相談支援課
06-6430-9979
ama-kajisou@city.amagasaki.hyogo.jp

自治体

委託事業者

● 事例のポイント

- 里親を活用することにより受け皿が広がり、需要に対応している。
- 里親ショートステイの実施にあたっては、市の児童ケースワーカー、利用者と里親のマッチング業務を担う里親支援専門相談員、保護者、里親間での情報共有や、里親と利用者の事前の顔合わせなど、安心して利用できるよう工夫が行われる。

● 基礎項目（公開情報やアンケート回答も踏まえ記載）

事業形態	以下の施設や事業者に委託し実施 社会的養護施設（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、ファミリーホーム） 里親家庭（児童相談所がフォスティング機能を担う・児童家庭支援センターの活用）
支援概要	【利用料金 生活保護受給世帯は無料、市町村民税非課税世帯は1,100円/日（2歳未満・慢性疾患児）・1,000円/日（2歳以上）、その他の世帯は5,350円/日（2歳未満・慢性疾患児）・2,750円/日（2歳以上）】 【利用理由 保護者の病気、育児疲れ、冠婚葬祭などの社会的事由によって家庭での養育が困難となった場合】 【利用できる期間 原則連続7日以内。年間の制限なし。】
支援の流れ	- 支援までの流れは以下のとおり。 ① 電話にて市の担当課へ利用相談 ② 市職員が受け入れ可能施設・里親の確認 ③ 受け入れが可能な場合、利用者にて必要書類を提出 ④ 利用当日は、保護者の方が社会的養護施設又は里親の居宅まで送迎 ⑤ 利用開始

● 事業の意義・効果、実施状況等

事業の意義・効果	- 利用者へのアンケートでは、利用理由の半分以上が育児疲れでの利用であり、保護者からは短期間でもこどもと距離を取ることでリフレッシュできるとの声がある。 - また、市としては虐待を防ぐことにも寄与していると捉えている。
事業の位置づけ背景	- 利用者の大半は要対協管理世帯で、市がこれまで関わりを持つ家庭である。児童ケースワーカーがアセスメントする中で、子育て負担の軽減を図る支援の一つとしてショートステイを利用してもらっている。相談だけでなく、実際に預けることで、子育て負担の軽減につながるため、より丁寧な支援につながっている。 里親ショートステイを始めた背景には、地域内で家庭を見守る環境の構築が重要であるという考えがある。里親を活用したショートステイは令和6年7月から開始。尼崎市では、令和8年度に市独自の児童相談所の設置を予定しており、国の里親活用の方針も踏まえて、里親との関係性づくりを重視し取組を進めている。市内には社会的養護施設が少なく、近隣市町村の施設でもショートステイに協力してもらっているが、保護者の送迎が必要であったり、通学ができないなど家庭にとって負担となっており、里親ショートステイを開始。

需給状況

- ・ 受入れ先として里親と施設のそれぞれの利用割合は、里親4割、施設6割である。
- ・ 兵庫県に登録している尼崎市在住の里親の数が約50世帯であり、そのうち約20世帯が「尼崎市ショートステイ里親」として登録いただいている。県の里親でもあり、一時保護など県の本来業務もある中で市のショートステイにも対応してもらっており、本事業での供給が不足するケースも一定程度存在している。

● 適切な需要量の把握、供給量確保に向けた取組み

潜在需要を発掘するための工夫

- ・ 要保護・要支援対象の家庭等については、**児童ケースワーカーが個別に支援する中で、必要だと考えられる世帯に案内**している。
- ・ 一般の方に向けては、ショートステイの制度を知っていただくことが大切と考え、HPで案内している。

供給量を確保するための工夫

- ・ 施設に関しては、**近隣市町村の施設を含め16施設へ委託**している。ただし、施設も一時保護等の児童を受け入れており、すべての施設が頻繁にショートステイ事業に対応できるわけではない。



里親を活用することで供給量を確保し、需要に対応できるようになっている

- ・ 施設のみでショートステイの受け入れを行っていた際は、施設に空きが無くショートステイが利用できず、一時保護に回るケースがあった。令和6年度から**里親を活用することで受け皿が広がり、一定程度需要に対応できるようになっている**。

その他の工夫

<里親の調整業務>

- ・ 里親支援センターがフォスティング業務を担っている。これまで市において里親と直接関わる機会が少なかったことから、里親の情報が乏しく、里親と利用者を適切にマッチングさせることが難しいことが課題であった。そのため、**里親の世帯状況や人となりをよく知る里親支援専門相談員に利用者と里親のマッチング業務を委託**している。

<施設や里親との情報連携>

- ・ 施設での預かりにおいては、窓口となる市の児童ケースワーカーが利用受付を行い、預けるこどもの情報をヒアリングの上、施設に提供している。また、利用後は利用時のこどもの様子を児童ケースワーカーが電話で確認し、情報共有している。



児童ケースワーカー・里親支援相談員・保護者・里親間での顔合わせにより情報共有が図られている

- ・ 里親による預かりにおいては、市の児童ケースワーカーとマッチング業務を担う里親支援専門相談員が情報連携を図っている。**利用当日までに児童ケースワーカーと里親支援専門相談員、保護者、里親の4者で顔合わせを行う**ことで、家庭やこどもの状況を把握できるようになっている。

<里親との事前顔合わせ>



安心して支援を行うため、里親との事前の顔合わせが行われる

- ・ 基本的に**事前に里親との顔合わせを行う**。保護者とこどもにとっては、事前に里親を知ることができ安心につながる。また、里親も事前にこどもを知ること、こどもに合わせた準備が可能となる。

問い合わせ先

桑名市 子ども未来部 子ども総合センター
hokensm@city.kuwana.lg.jp

※お問い合わせの際は、メール件名の最初に【〇〇市 子育て短期入所問い合わせ】と記載ください

自治体

委託事業者

● 事例のポイント

- 要保護・要支援児童に対して、ケースワーカー、保健師等によるアセスメントを行いながら、面的な支援の一つとして子育て短期支援事業を活用する
- 供給量の確保にあたっては、里親の活用を進めており、里親連絡会等を開く中で市と里親の関係を深め連携を図っている

● 基礎項目（公開情報やアンケート回答も踏まえ記載）

事業形態	以下の施設や事業者へ委託し実施 社会的養護施設（児童養護施設、乳児院）、母子生活支援施設 里親家庭（市が児童養護施設等に事業を委託し、施設から里親家庭へ再委託）
支援概要	【利用料金 生活保護受給世帯・ひとり親世帯（市民税非課税世帯）・多胎児を養育する世帯（市民税非課税世帯）は無料、市民税非課税世帯・ひとり親世帯（市民税非課税世帯を除く）は1,100円/日（2歳未満）・1,000円/日（2歳以上）、多胎児を養育する世帯（市民税非課税世帯を除く）は2,650円/日（2歳未満）・1,350円/日（2歳以上）、その他の世帯5,350円/日（2歳未満）2,750円/日（2歳以上）】 要保護、要支援世帯はすべて利用料免除 【利用理由 保護者の病気、出産、育児疲れ、母子の保護が必要な場合など】【利用できる期間 1回あたり原則7日以内であるが、7日を超えての利用も多い】
支援の流れ	- 支援までの流れは以下のとおり。 ① 桑名市子ども総合センターへ利用者が申込（必要に応じ、ケースワーカー、保健師等が要保護、要支援家庭訪問時に、利用をあっせん。その場合、こどもの負担を考慮し、里親家庭での利用を中心にあっせんしている。） ② ケースワーカーから委託する事業者・施設（児童養護施設、乳児院）へ、里親家庭もしくは自施設での受け入れ可否を照会 ③ 受け入れ可能な事業者・施設に利用者をつなぐ（里親家庭を利用される場合は、施設が里親家庭と調整し利用者に案内） ④ その後は各事業者・施設にて所定の手続きを行ってもらいショートステイを開始

● 事業の意義・効果、実施状況等

事業の意義・効果	- 地域で親子を支援するにあたっては、訪問での相談支援だけでなく、実際に提供できる様々な支援リソースが必要となる。その中で、本事業は実際にこどもを預かることで、保護者がゆっくり休んでもらう効果が高く重要と捉えている。こうした点から、子育て短期支援事業をケースワークの軸と位置付けている。 - 保護者からは、当初こどもを預けることへの抵抗感や里親へ預けることへの不安の声があった。しかし、実際に預けると、喜んで帰ってくるこどもの姿をみて、今後も利用したいとの声が聞かれている。
----------	---

事業の位置づけ 背景	 適切なアセスメントの下、支援が必要な家庭に子育て短期支援事業を案内 - 要支援児童等に向けたソーシャルワークの一環として本事業を実施しており、本事業と併せて保護者のエンパワメントなどに繋がる支援も行う。そのため、アセスメントを行いながら継続的に子育て短期支援事業を含めた必要な支援を提供している。 - 支援が必要な家庭の保護者の中にはこれまで行政から適切な支援を受けられなかったなどの経験を持つ方もおり、行政に懐疑的で話を聞いてもらえない場合も多い。保護者にもメリットの大きい本事業を利用してもらうことで、実際に行政に支援をしてもらえるという信頼感を持っていただく機会となり、他の支援の提供にもつながっている。
需給状況	要保護・要支援の家庭の利用が中心となっており、7～8割を占めている。当該事業の利用にあたっては、ケースワーカーによるアセスメントのうえ支援を提供している。

● 適切な需要量の把握、供給量確保に向けた取組み

需要の算出方法 の工夫	実績ベースで量の見込みを算出している。一方で当初の想定より需要量が増える可能性があることを想定し、状況に応じて補正予算を組むなど、柔軟に対応することとしている。
潜在需要を発掘 するための工夫	桑名市では、アセスメント力の向上に力を入れており、児童福祉係ケースワーカー、母子保健係保健師を中心に、事例を共有・議論する場を月に1回設けている。事例について熟議することで、保護者の背景が理解でき、保護者との信頼関係の構築に繋がっている。また、そのことで当該事業のあっせんに対しても受け入れて頂ける場合が多い。
供給量を確保する ための工夫	- 児童養護施設など本来業務がある中で本事業を受け入れることが難しい場面も多く、ショートステイ里親の拡充に努めている。事業を委託する里親の数は徐々に増えてきている一方で、共働きの里親も増えており、平日昼間の預かりの要望などに対応できない課題がある。平日昼間の預かりニーズに対しては、こども誰でも通園制度や一時保育等を並行して充実させることが求められる。  市・里親・フォスティング機関でネットワークを構築し、里親の普及啓発や支援に取り組む - 桑名市では、里親と顔の見える関係性を築いている点が大きな特色。平成26年に里親支援ネットワークを設立し、市と里親とフォスティング機関とでネットワークを構築し、里親の普及啓発や支援を行っている。里親連絡会も設けて里親と市の関係性を深めるようにしている。 - こどもを預かった経験のない若手里親はこどもの預かりに対して不安を持っているが、本事業のように短期の預かりから経験を積むことは効果的と考えられている。 - こどものみ預けることが不安な母親については、母子生活支援施設において、母子でのショートステイも実施している。
その他の工夫	本事業を委託している事業者に対して、補償保険に加入するよう指示している。なお、保険料、事務費を委託費に上乗せして委託費を支給している。

問い合わせ先

朝霞市こども家庭センター

kodomokatei@city.asaka.lg.jp

自治体

委託事業者

● 事例のポイント

- 市職員が里親のコーディネートを実行で実施。市職員が里親と定期的に交流する中で信頼関係を構築し、十分な里親の協力のもと適切な供給量を確保している。
- 里親の支援ノウハウを獲得するにあたり、里親の定例会が開かれ、経験や支援ノウハウが共有されている。

● 基礎項目（公開情報やアンケート回答も踏まえ記載）

事業形態	・ すべて里親へ委託し実施（市で里親のコーディネートを実施）
支援概要	・ 【利用料金 生活保護受給世帯・ひとり親世帯（市民税非課税世帯）は無料、市民税非課税世帯・ひとり親世帯（市民税非課税世帯を除く）は1,100円/日（2歳未満）・1,000円/日（2歳以上）、その他の世帯5,350円/日（2歳未満）・2,750円/日（2歳以上）】 ・ 【利用理由 保護者の疾病、育児疲れ、育児不安等による身体上または精神上的の理由、出産、看護など家庭養育上の理由、冠婚葬祭、出張、公的行事への参加など社会的理由により、養育が一時的に困難になった場合。】 ・ 【利用できる期間 1回あたり7日以内】
支援の流れ	・ 支援までの流れは以下のとおり。 ① 担当課へ利用者が相談 ② 利用申請 ③ 市職員が里親と受け入れ可否や日程等を調整 ④ 利用期間決定後、当日の送迎などの相談（希望があれば、事前に里親との顔合わせなどを実施） ⑤ 利用開始

● 事業の意義・効果、実施状況等

事業の意義・効果	・ レスパイトを目的とした利用が多い。事業の効果として、虐待の予防につながっている。保護者にとっても短期間の母子分離で 自分の体調や気持ちを落ち着かせる機会となり、リピートする方も多い。
事業の位置づけ背景	・ 朝霞市周辺には児童養護施設がないことから、平成18年度から里親を活用したショートステイ事業に取り組んでいる。 ・ 要保護・要支援に注力してショートステイを実施しているわけではなく、ホームページ等を見て一般の家庭も利用されている。
需給状況	・ 供給状況について、 十分な数の里親に協力いただいております、需要には答えられている。 令和6年度時点では、10世帯の里親にショートステイを委託しているが、預け先はスキル・ノウハウを頼ってベテランの2、3世帯に集中している状況にある。

● 適切な需要量の把握、供給量確保に向けた取組み

需要の算出方法 の工夫	需要量は過去実績をもとに算出している。朝霞市では里親の協力もあり供給体制は比較的整っている状況であり、需要量はあくまで供給量を検討するにあたっての参考値と捉えている。
潜在需要を発掘 するための工夫	 初めて預ける里親とは事前の顔合わせを行い、安心して預けられる環境を構築する - 里親ショートステイの心理的ハードルを下げるため、初めて利用される方には、里親との顔合わせの場を設け、事前に話す機会を作っている。 - 同じ里親をリピートする方も多く、里親のコーディネートにあたり家庭側の希望はできる限り考慮して調整している。
供給量を確保する ための工夫	- 本事業に協力いただける里親を確保するにあたり、新規に里親になることを希望する方がいる場合には、児童相談所から連絡を受け、市職員も同行しショートステイ事業への協力を依頼している。 - 市内在住の里親を増やすことにより、預かりながらも通学できる環境を構築している。  里親定例会において、里親同士の交流やノウハウの継承が行われる - 里親の定例会で先輩里親のショートステイの経験を聞き、情報共有される中で、後輩里親のショートステイへの理解促進や支援ノウハウの習得が図られている。
その他の工夫	<市職員と里親の関係構築>  市職員が里親と交流する中で関係を構築。事業実施にあたって里親のコーディネート業務を担う - 係内に里親担当を設けるとともに、係として里親と関係を構築している。 里親との関係構築にあたっては、里親の定例会や交流会に市の職員も参加し、普段から里親と交流する中で信頼関係を構築してきた。定例会ではショートステイのケーススタディが行われることがあり、市の制度や支援に関して里親から意見をもらう機会を作っている。 <市職員による里親のコーディネート、連絡調整> - 連絡調整については、係内に里親の連絡窓口を設け、里親からの相談等にも対応し、柔軟に対応できる体制が構築されている。 <里親への情報提供の充実> - 情報提供に関しては、学校に通われるこどもも多いので、こどもが通う放課後児童クラブや放課後デイサービスの情報なども提供している。要保護・要支援児童とその他の家庭の児童ともに同じレベルの情報（基礎情報、障害の有無、他事業の参加状況など）を提供している。

問い合わせ先

嘉麻市 こども家庭センターかま・suku 子育て支援課
0948-62-5717
kosodatesoudan@city.kama.lg.jp

自治体

委託事業者

● 事例のポイント

- 要対協の調整業務を担う部署が本事業を所管することで、支援が必要な家庭への事業提供がスムーズになり、利用実績も大幅に増加させた。
- 他事業や児童相談所と連携し、家庭に個別に案内することで、支援が必要な家庭にショートステイ支援を提供している。

● 基礎項目（公開情報やアンケート回答も踏まえ記載）

事業形態	以下の施設や事業者へ委託し実施 社会的養護施設（児童養護施設、乳児院）
支援概要	【利用料金 <ショートステイ> 生活保護受給世帯は無料、市民税非課税世帯は1,100円/日（2歳未満）・1,000円/日（2歳以上）、その他の世帯は5,350円/日（2歳未満）4,500円/日（2歳以上） <夜間養護（トワイライトステイ）> 生活保護受給世帯は無料、市民税非課税世帯は200円/夜間、300円/休日、その他の世帯は1,000円/夜間、1,500円（休日）】 【利用理由 保護者の疾病や仕事などにより、子育てが一時的に困難な場合】 【利用できる期間 1回あたり原則7日以内】 月7日間を上限とし、年間の利用日数制限は設けていない。
支援の流れ	- 支援までの流れは以下のとおり。 ① 利用者が子育て支援課家庭・教育相談支援係へ相談 ② 初回は事前登録を行い、市へ利用申請 ③ 市から施設へ利用調整 ④ 市から利用者へ利用日を案内し、利用開始

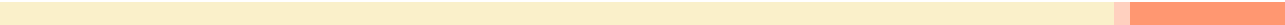
● 事業の意義・効果、実施状況等

事業の意義・効果	- 家庭での養育が難しい場合、本事業でこどもを預かることにより、こどもの成長や家庭の負担軽減に繋がっている。嘉麻市は比較的ひとり親世帯が多く、また市内に母子生活支援施設があり、入所している家庭も存在。ひとり親や施設を利用する家庭は仕事や入院、レスパイトの際に頼りになる親戚や預け先がない。本事業でこどもを預けることで育児の負担軽減の効果が挙げられる。 - 利用申請時は要支援・要保護の対象ではなかったものの、継続的に本事業を利用する中で要保護の対象として登録されるケースもあり、より丁寧な支援につなげている。
----------	---

事業の位置づけ 背景	- 事業の大きな位置づけとしては、子育てしやすい環境づくりと児童虐待の未然防止である。支援が必要な子育て世帯へ本事業を勧めているが、一般の家庭でも月の上限までレスパイト目的で毎月利用している家庭も存在する。 - 令和4年度までは保育所を管理する部署で本事業を所管しており、委託先は市外の乳児院のみで、小学生未満を対象に事業を展開していた。令和5年度から要保護児童対策地域協議会の調整業務を担う子育て支援課が本事業を所管し、小学生以上も利用対象に拡大した。小学生以上の預かりに対応するため、令和5年度10月から市内の児童養護施設へ本事業を委託することとなった。
需給状況	- レスパイト目的での利用が多く、継続的に利用している家庭が多い。 土日の利用が多い傾向にある。土日に仕事があるが保育園で預かってもらえないため利用される場合や、平日は保育園で預けて土日もレスパイト目的で本事業を利用される場合がある。 - 定員に達している際は断られる場合があるもの、基本的には委託している事業者で需要量をカバーできている。 - 利用する世帯数は多くはないが、継続的な利用が多い。継続的な利用となる場合、支援の見直しや次につながる支援も検討している。

● 適切な需要量の把握、供給量確保に向けた取組み

需要の算出方法 の工夫	実績に加えて、要保護・要支援児童の家庭などで今後利用が想定される家庭の利用見込分を加算し需要量を算出している。
潜在需要を発掘 するための工夫	 要保護児童対策地域協議会の調整業務を担う部署が事業所管となったことにより、支援が必要な家庭への事業提供がスムーズになる 要保護児童対策地域協議会の調整業務を担う子育て支援課が事業所管となったことで、情報連携が促進され、支援が必要な家庭への事業提供がスムーズになり、利用実績も大幅に増加した。  他事業や児童相談所と連携し、支援が必要な家庭に本事業を個別に案内し、供給量の確保に努める - 市のHPで本事業を紹介するとともに個別の案内も行う。具体的には、養育支援訪問などで本事業を紹介している。また、児童相談所と連携し、家庭訪問の中で本事業を案内している。 - また、他部署で子育て支援をまとめたガイドブックを作成しており、その中に本事業の紹介もしている。出産した家庭などへ本ガイドブックを配布している。
供給量を確保する ための工夫	地域内の事業者（児童養護施設、乳児院）に事業を委託し、供給量を確保している。委託事業者へは、保護者から申請されたこどもの情報（利用者からは、名前、生年月日、利用目的などの基礎情報とともに、健康状態や服薬情報は詳細な情報を取得）を共有している。



事例集（委託事業者）

問い合わせ先

児童家庭支援センター「SOS子どもの村」みんなで里親プロジェクト
092-737-8664
foster.west@sosjapan.org

自治体

委託事業者

● 事例のポイント

- ショートステイ里親のコーディネーターを4名配置し、利用者や里親との円滑な連絡調整が行われることで、利用者の意向に応じた里親とのマッチングや里親の手厚いサポート環境を構築
- ショートステイの短期養育向けの研修会や里親同士の交流会の場を設けることで、支援の質の向上を図る

● 基礎項目 (公開情報やアンケート回答も踏まえ記載)

事業形態	- 児童家庭支援センター (子どもの村福岡) ※一時保護専用棟でショートステイを実施。1日4名程度 【定員 1日最大4名】 - 里親 ※法人内の児童家庭支援センターがショートステイ事業を受託し、 フォスティング機関として里親ショートステイをコーディネートしている。	 <子どもの村福岡> ※※
支援概要	【利用対象児童 福岡市内に住む小学生以下の児童】 【利用料金 生活保護受給世帯・市民税非課税世帯・ひとり親世帯は無料、その他の世帯は5,350円/日 (2歳未満) ・ 2,750円/日 (2歳以上) 】 【利用者実績数 延べ2053日 (令和5年度) 】 【利用理由 急な入院や介護、仕事の出張、育児疲れなど様々な理由でどなたでも利用可能】 【利用できる期間 1回あたり原則7日以内】	
支援の流れ	- 支援までの流れは以下のとおり。 ① 福岡市内にある区役所の窓口より利用者が申込 ② 区役所窓口担当者が、利用者のニーズの聴き取りやアセスメントを行い、施設か子どもの村福岡か里親かを選択し、受入機関に受入可否を照会 ※子どもの村福岡と里親ショートステイは窓口は別。 ③ 里親希望の場合は、適切な里親とのマッチングを行い、受け入れ可能な場合、自団体に利用者へのアセスメントを実施 (家庭状況、児童に関して配慮が必要な事項など) ④ ショートステイを開始	

● 事業の意義・効果、実施状況等

事業の意義・効果	- 受け入れ調整や送迎のタイミングで保護者と積極的にコミュニケーションを取ることで、継続して利用される利用者との関係性が構築され、子育ての悩みを相談される場面が出てきている。そうした利用者からの相談に対して、里親からショートステイで預かる中での対応の工夫などが共有され、家族の力を高めることにつながっている。 - 第三者機関としてショートステイ事業に取り組む意義は大きい。保護経験がある両親は措置権限を持つ行政に対して抵抗感を持つ方もおり、そうした際に措置権がない第三者機関が支援することが有効になる。
需給状況	利用者および里親との調整を担うコーディネーター 1人につき1月あたり10～15件程度を限度としてショートステイ里親を受け入れている。コーディネーターの業務ひっ迫から、受け入れを断るケースも発生している。



第三者機関として自治体と保護者の橋渡しの効果がある

支援体制	・ コーディネーター 4 名がエリアを分担して利用者や里親との受け入れ調整や預かり時の連絡調整（夜間緊急時の連絡含む）を担う。また、利用者宅への送迎も行う。  里親に対する後方支援体制が組まれている
アセスメント	・ 受け入れにあたり、アセスメントを実施し利用者に応じて必要な情報を取得している。配慮が必要な児童などは状況の丁寧な聞き取りや、必要に応じて学校等との調整も行う。
送迎支援	・ 【送迎実施あり】里親の場合は、預かり開始時や終了時の利用者宅または事務所等への送迎を行う。

● 供給量の確保や支援の質を高めるための取組み

供給量を確保するための工夫	＜ショートステイ里親の専門コーディネーターの配置＞ ・ 里親との調整業務を担う専門のコーディネーターを配置することで、利用者と里親の円滑な連絡調整が図られ、里親と連携した支援の供給量を確保している。
支援の質を高めるための工夫	＜短期養育に特化した里親研修会の実施＞ ・ ショートステイ里親など短期養育に特化した年4回の研修会を実施。長期養育では、しつけや教育を実施していく必要もあるが、短期養育では、まずはこどもが楽しく、安全に過ごせることが大切となる。その一方で、生活習慣が身につけていない児童に対して、どこまで注意したら良いのかなど悩まれる方が多く、そうした短期養育特有の悩みへの解決方法等について研修会で取り上げる。また、ショートステイ事業は、家庭分離の防止の視点を念頭に、利用者を支える事業であることを里親に理解してもらうことも大切となる。 ＜里親同士のピアサポートの場となる交流会の実施＞ ・ 里親同士のピアサポートの場として交流会を行っている。  交流会は、同じ児童を預かる里親同士での預かる際の工夫点が共有されるなど里親同士が互いに支えあう場となっている
その他の工夫	＜利用者が里親へ預ける心理的ハードルを解消するための工夫＞ ・ 【里親情報の利用者への提供】利用者から確認があれば、里親が開示を許可している情報は丁寧に提供している。また、数は少ないが、希望があれば、事前の顔合わせや事前に里親宅に訪問してもらうこともある。 ・ 【里親ショートステイ事業の案内ツールの準備】里親ショートステイ事業を具体的にイメージしてもらえよう、こどもや利用者に向けて里親ショートステイを紹介する案内ツールを作成中である。 ＜その他支援事業との連携＞ ・ 近年、児童家庭支援センターの相談事業やヤングケアラー事業との連携の事例が増えている。ショートステイ事業の受入の中で、法人内の相談事業やヤングケアラー事業を担う別部署につなぐケースが出てきている。また、区役所からショートステイ期間中にこどものアセスメントや親へのアプローチをしてほしいと依頼があり、相談事業につなぐ場合もある。相談事業の心理士がショートステイ中の里親宅を訪問し児童のアセスメントなどが行われているケースや、相談事業で相談に来たご家庭で、短期の分離が必要と考えられる場合にショートステイ事業につなげることもある。

● 里親ショートステイを始めたきっかけ

・ 「子どもの村福岡」では、開設当初より、委託一時保護、ショートステイ、里親レスパイトなどの短期預かりを行ってきたものの、受入れ体制が不十分でお断りせざるを得ない状況が続いていた。また、施設も遠方にあることや定員枠があることなどから利用しにくい状況であった。※※ ・ 「地域に住んでおられる里親さんによるショートステイができないか」と、利用する家族が暮らす校区の中で、短期で預かっていただける里親を増やす取り組みを2014年度より福岡市西区との協働で開始した。※※

※※出典：特定非営利活動法人 SOS 子どもの村JAPAN「みんなで里親ぶくおかしproject報告書2021 里親ショートステイ普及事業のこれまでとこれから 2021年度 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業」（2022年3月）

問い合わせ先

子ども家庭支援センターぎふ「はこぶね」
058-296-2172

自治体

委託事業者

● 事例のポイント

- フォスティング機関として、岐阜県の里親会の事務局を担っており、県内の28自治体と契約して里親と連携しながらショートステイ事業に取り組んでいる。
- 児童家庭支援センターの相談事業との連携や、学校や自治体、病院等との情報連携をしている。

● 基礎項目（公開情報やアンケート回答も踏まえ記載）

事業形態	・ 児童家庭支援センター（子ども家庭支援センターぎふ「はこぶね」） ・ 里親 ※フォスティング部がある （・令和2年より岐阜県からフォスティング事業の一部の委託を受ける ・令和7年度より里親支援センターを開設予定※※）	 ＜はこぶね＞ ※※※
支援概要	・ 【利用対象児童 18歳未満の児童】 ・ 【利用料金 ※生活保護世帯、非課税世帯は減免される場合があります。その他の世帯は5,350円/日（2歳未満）・2,750円/日（2歳以上）、トワイライトステイで昼食を施設が提供する場合は昼食400円（弁当持参やショートステイの利用の場合は食費の負担なし） ・ 【利用者実績数 ショートステイ：延べ235名（令和5年度）、トワイライトステイ：延べ179名（令和5年度）】 ・ 【利用理由 急な入院や介護、仕事の出張、育児疲れなど様々な理由でどなたでも利用可能】 ・ 【利用できる期間 1回あたり原則7日以内】	
支援の流れ	・ 支援までの流れは以下のとおり。 ① 市の子育て窓口または子育て短期支援事業専用の受付窓口での利用申請 ② 受け入れ施設での来所面談 ③ 施設または里親宅でのショートステイを開始	

● 事業の意義・効果、実施状況等

事業の意義・効果	・ 一時保護として児童相談所が介入するケースとは異なり、仕事や介護、育児疲れなど幅広い理由で利用可能であり、短期間の一時的な預かりとして親子ともに負担の小さな形で預けることができることが利点と考える。
需給状況	・ 子育て短期支援事業の利用希望が増えてきており、児童の年齢や性別なども踏まえてキャパシティを調整しなければならず、最近は受け入れが難しいことも増えてきている。 ・ 概に供給が不足しているわけではなく、その時々である。金・土・日曜日は育児疲れの方が多く利用される状況にある。

支援体制	- 児童養護施設とは分離し、別棟で専用の定員枠を確保している。 児童養護施設の職員を出向で派遣し、ショートステイ専属の職員を設けている。
	 児童養護施設の職員が派遣されることにより、ソーシャルワークの一環としての支援の提供を可能としている
アセスメント	2歳未満の児童は法人で運営する乳児院（乳幼児ホームまりあ）で受け入れている。兄弟児と一緒に預かってほしい場合には、施設が分かれてしまうので、里親を活用している。
送迎支援	【送迎実施あり】送迎は職員で調整して実施している。

● 供給量の確保や支援の質を高めるための取り組み

供給量を確保するための工夫	<里親の活用> - 乳児院では定員が一杯になるケースも増えてきており、里親を活用している。 <日程調整> - 利用理由によっては施設での受け入れを待ってもらうなど交渉している。
支援の質を高めるための工夫	<利用者との事前面談の実施、施設の事前見学> - 質の確保に向けて、事前面談を行っている。事前面談の中で、利用者に施設を知ってもらうとともに、こちらでも利用者の状況を把握している。急ぎの場合には、柔軟に対応するが、話をする場は設けている。例えば、両親のみでなく、祖父母が一時的に預かっている場合には、祖父母に話を聞く場合もある。 <里親との適切なマッチング、利用者への里親の紹介> - 利用理由や家庭の状況を踏まえて、里親とのマッチングを調整している。例えば、一時的な介護で数日預かってほしいなど比較的家庭環境が落ち着いている家庭には、新しく登録された里親を紹介し、家庭環境が難しい利用者の場合はベテランの里親を紹介する。  里親登録したものの、正式な委託を受けていない希望者が経験を積める効果※がある 「最初から長期で委託を受けるのはハードルが高い。短期間でも受け入れると大きな自信になる」※※ - はこぶねは里親の研修が義務化された2009年から県内の新規里親登録者に対する研修を実施してきたため、登録里親全員の顔が分かることが強みである。※※ - 事前に利用者と話をし、里親を紹介している。里親と利用者が会ってもらうことで、安心できるよう工夫している。
その他の工夫	<他事業や関連機関との連携> 児童家庭支援センターの相談事業との連携（ショートステイで施設を利用している間に、相談事業の心理士がこどものアセスメントを実施するなど）をしている。 学校と連携し、施設での泊りの様子など情報共有も独自に行っている。また、必要に応じて自治体の相談員に施設での様子や引き取り時の様子などを共有している。その他、児童の状況に応じて、病院や放課後等デイサービスなど必要な機関に情報共有を行っている。

● 里親ショートステイを始めたきっかけ

- ・ ショートステイは 1995（平成7）年より開始している。※※※
- ・ 乳児院の入所児が増えたため、ショートステイの受け入れが難しくなったことや、未委託里親の活用について課題意識がある中で、平成29年度より、里親宅でのショートステイが可能となり取り組みを始めた。※※※

※※出典：「こども支える拠点 来春、里親支援センターを開設（日本児童育成園、岐阜市）」2024年12月15日、福祉新聞
 ※※※出典：特定非営利活動法人SOS子どもの村JAPAN「里親による子育て短期支援事業（ショートステイ事業）に関する調査報告書 2021（令和3）年度 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業（モデル事業）」（2021年8月）

問い合わせ先
子育て支援室
kosodate@s-haruka.org

自治体

委託事業者

● 事例のポイント

- 本事業の専用スペースによる施設で預かりを行うとともに、ショートステイ里親も活用している。
- 継続的に自治体と議論・連携し、支援の質の向上に繋がっている。

● 基礎項目 (公開情報やアンケート回答も踏まえ記載)

事業形態	- 児童養護施設 【定員は8名】(6自治体と契約している。) ※緊急性があると判断される場合は、予約なしで受け入れることがある。
支援概要	【利用対象児童 松戸市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、野田市在住の1歳から18歳未満のこども】 【利用料金 ※生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯は1,100円/日、その他の世帯は5,500円/日(2歳未満)・2,850円/日(2歳以上)。トワイライトステイ：生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯は350円/4時間まで。一般世帯は800円/4時間まで。】 【利用者実績数 延べ3,463日(令和5年度)】 【利用理由 育児疲れ、病気、出産、冠婚葬祭、出張など養育が一時的に困難になった場合】 【利用できる期間 1回あたり原則7日以内】
支援の流れ	- 支援までの流れは以下のとおり。(松戸市の場合) ① 施設もしくは自治体へ利用相談 ② 施設の見学及び面談 ③ 利用申請書の提出 ④ 利用開始 ⑤ 利用負担金の支払い



＜晴香＞ ※※

● 事業の意義・効果、実施状況等

事業の意義・効果	市がレスパイトのために紹介し、利用したことで実際に助かったという保護者の声をいただいている。
需給状況	育児疲れでの利用希望が増えてきており、手厚い支援が必要な利用者や週末での利用者が多く、定員が埋まっており緊急性のある依頼も断る場合がある。
支援体制	- 法人内の保健師や心理士の協力を得て、必要な支援を行っている。 - 里親との調整等を非常勤スタッフ1名体制で対応しているが、事務手続きやコーディネート業務について、その取り組みが困難となる状態もある。
アセスメント	- 松戸市の場合は直接当施設が申請の受け入れを行っている。利用希望者が空き状況などを確認する際に、直接家庭が困っていることを聞くことができ、こども家庭センターへ繋ぐことが出来ている。他自治体では、当施設に問い合わせがある場合もあるものの、利用申請は市役所の窓口で対応している。 - 里親とマッチングする家庭について、健康状態などを確認したり、松戸市または流山市とアセスメントしたうえで活用できるようになっている。
送迎支援	【実施している(松戸市のみ)】

● 供給量の確保や支援の質を高めるための取組み

供給量を確保する ための工夫	＜専用スペース・専従職員の配置＞ ・ 本事業専用スペースを設け、専従職員を設置することにより安定的な運営が出来るようにした。 ＜緊急利用の受入れ＞ ・ 6自治体と契約し、どの時間帯も定員8名で受け入れている。緊急性があると判断される場合は、予約なしでも受入している。  ポピュレーションアプローチの中でも、支援度の高い家庭へ支援を届ける工夫
支援の質を高める ための工夫	＜研修の実施＞ 当法人内で全体研修を独自に実施し、本事業のスタッフも受講している。 ＜自治体との議論・連携＞ ・ 松戸市のこども家庭センターが実施している虐待対応の研修について、法人に出向いていただき、本事業の希望者が研修に出席したケースがある。契約市ともスタッフの研修について、一緒に考えていく必要を求めている。 ・ 保護者からの相談など、利用者からの承諾を得ながら、市へ情報共有を実施することで、市の担当者から、情報をフィードバックいただけるようになり、お互いに情報共有するケースが増えてきた。  自治体との継続的な議論や連携が、支援の質の向上につながっている。
その他の工夫	＜心理的ハードルを下げるための工夫＞ ・ マッチング面談を里親の家庭で実施し、保護者だけでなくこどもにも来て遊んでもらい、安心して利用できるようなファシリテートを行っている。

● 里親ショートステイを始めるに当たって

- ・ 令和2年度から利用者が増えて予約が取りにくい課題を各自治体が持つようになり、その頃から、里親への委託を検討するようになった。令和4年度から松戸市、令和6年度から流山市が取り組んでいる。
- ・ 里親ショートステイについては、居住地の近くでこどもを預かってもらえれば日常生活から切り離されることなく、また、同じ里親に見てもらえることで切れ目なくこどもに負担のない環境が作られると良いと考えている。
- ・ 里親ショートステイを実施するにあたり、里親が本事業を知らなかったり、預かり経験のない里親に預ける場合では家庭内でどのようなことが起きるか等、事業を始めるに当たって未知の心配な面があったため、事前研修の実施や家庭環境の確認、初回利用時の立会い等を行い、預かる里親、預ける保護者、こどもの三者が安心して利用できるようにしている。

● 里親ショートステイの拡充予定

- ・ より広い家庭が活用できるように児童相談所などと連携する仕組みづくりが出来ると良いと考えている。
- ・ 里親会などと連携し、里親ショートステイについての啓発の場が作ると良いと考えている。
- ・ 里親支援センターが設立されたら、連携していきたい。

● 事例のポイント

- 児童養護施設で社会的養護が必要な子供や保護者の対応を経験した職員のスキルを活用し、こどものアセスメントを実施
- 行政との信頼関係を築き、要保護児童対策地域協議会に参加するなど密な連携体制を構築

● 基礎項目 ※公開情報やアンケート回答も踏まえ記載

事業形態	- 児童家庭支援センター ※9自治体と契約 ※センターのスタッフ3名と別府市からのショートステイ専従職員1名の計4名で対応
支援概要	【利用対象児童 委託自治体在住の18歳までのこども】 【利用料金 ※生活保護世帯・市民税非課税のひとり親世帯は無料、市民税非課税世帯・ひとり親世帯・養育者世帯は1,100円/日（2歳未満）、1,000円（2歳以上）、その他の世帯は5,350円/日（2歳未満）・2,750円/日（2歳以上）。トワイライトステイ：生活保護世帯・市民税非課税のひとり親世帯は無料、市民税非課税世帯・ひとり親世帯・養育者世帯は300円、一般世帯は750円】 【利用理由 保護者が疾病、疲労その他の理由により家庭でこどもを養育することが一時的に困難となったときや子育てに係る保護者の負担軽減が必要な場合】 【利用できる期間 ショートステイ：原則月1回かつ7日以内、トワイライトステイ：原則年間30日以内】※利用期間は自治体によって変わります。
支援の流れ	- 支援までの流れは以下のとおり。 ① 自治体へ利用相談 ② 施設の見学及び面談（Panem） ③ 自治体へ利用申請書の提出 ④ 利用開始（Panem）



＜光の園子ども家庭支援センター＞ ※※

● 事業の意義・効果、実施状況等

事業の意義・効果	- ショートステイ事業に取り組む意義は、本事業の本来の需要を満たすことと、ハイリスク家庭の早期発見、早期対応につながることである。社会的養護が必要となる家庭にとってショートステイは重要な事業であり、ともすれば虐待につながってしまうような家庭の早期発見、早期対応につながっている。 - 中には十分な食事をとれない、洗濯されたきれいな洋服を着ることができないこどももいるが、本事業で預かることで、食事や入浴など適切なケアを受け学校に行くことができることが喜ばれる。また、両親にとっても休息の時間を取れることは大きい。預ける時間で自分の用事を済ませることができ、家庭の維持にとって有用である。また、こどものケア方法が分からない保護者とは関係性を築きながら、こどもの変化や養育方法を伝える中で、保護者の子育てに協力することもできる。
需給状況	- 児童家庭支援センターは補助金事業であり、梯子を外されないよう行政から頼られる存在になることが大切だと考えており、そうした面からもショートステイはできる限り断らないようにしている。 - ショートステイの利用が必要な家庭については、自治体が要保護児童対策地域協議会のニーズを把握しており、ショートステイや見守り支援につなげている。需要に対してはスムーズにショートステイの利用につなげられていると捉えている。

支援体制	・ ショートステイは児童家庭支援センターで受けており、センターのスタッフ3名と別府市からのショートステイ専従職員1名の計4名で対応しているが、人員不足が課題である。
アセスメント	・ 事前見学の最初の30分で家庭での子供の状況（好きな食べ物、嫌いな食べ物、こどもの特性、入浴、睡眠の状況、服薬情報など）をヒアリングしている。 ・ 初めて利用する家庭は原則事前に施設見学を行っている。事前見学の最初の30分で家庭でのこどもの状況をヒアリングし、その後、Panemでの生活の流れを伝える。保護者から話を聞く中で、普段の保護者とこどもとの関係性を把握することができるため、大切にしている。
送迎支援	・ 【送迎実施なし】別府市は送迎支援を利用し施設へ送迎を依頼することもできる。（一部有料）

● 供給量の確保や支援の質を高めるための取組み

供給量を確保するための工夫	・ できる限り受け入れができるよう、日にちの代替案を提示し調整するようにしている。また、こども同士のトラブルが起きないように、こどもの組み合わせも配慮している。
支援の質を高めるための工夫	・ 基本的には児童養護施設で社会的養護が必要なこどもや保護者の対応を経験してきたセンター職員が対応するので、アセスメントに必要なスキルを持っている方が多い。これまで児童養護施設での仕事の経験がないような職員に対しては、ベテラン職員と共に事前見学等に対応してもらい経験を積む中で必要なスキルを身に付けてもらう。 ・ 全面改築により、道路に面したところに保育所、学童クラブなど地域の方が利用できる地域支援の施設を設置し、児童養護施設などのこどもたちの生活の場を内側に設置している。かつて児童養護施設で長く住み込みで共に働いていたスタッフが、現在、各施設のリーダーとなっており、各施設のリーダー同士がつながりを持っていることから、スムーズに施設間連携ができるようになっていく。人的なソフト面での連携が光の園の強みだと考えている。 ・ 児童養護施設の職員は女性の方も多いが、以前は結婚すると児童養護施設での住み込みで働くことが難しくなり、辞めてしまうことが多かった。現在は保育園や児童館など日中でも働ける場所を設けることで、結婚後も法人に残り働くことができるようになった。勤務の制限がある方でも活躍できる場が増えるとともに、長く働く職員が増えることで、施設間の人的な連携が円滑になり、職員のスキルも辞めないことで継続できるようになった。

 **施設の多機能化と併せて、職員の専門性を活かせる体制・環境づくりを行っている**

● ショートステイを始めたきっかけ

- ・ ショートステイを始めるきっかけは、平成11年に児童家庭支援センターを開設するにあたり、泊り機能を含めた地域支援の施設とする方針を立てたことである。それ以前に、ひどく傷ついた市内のこどもが当児童養護施設に入所してくることがあり、事前にこうしたこどもを保護してあげることで事態を防げたのではないかと考え、泊り支援にも力を入れるべきという話になった。

● ショートステイを実施する体制構築までの経緯

- ・ 当初は民間事業者が要保護児童対策地域協議会に参加するなど、行政と連携することが難しかった。**何年もかけて行政と関係性を作り、要保護児童対策地域協議会に参加できるようになり、さらに連携を深め、現在のような連携体制となっている。**また、**こども家庭総合支援拠点事業の受託を希望する際には、園長の意向のもと、児童相談所等からの緊急保護を土日、夜間問わず受け入れに対応し、行政の信頼を得られるよう努めた。**
- ・ 本事業や見守り支援などで要保護児童対策地域協議会の対象家庭に関わることも多く、自治体からの依頼で参加している。実際に預かり、生活しているこどもの様子など、書面だけでは分からない情報を提供している。また、行政から要保護児童対策地域協議会のケースを聞き、必要な場合に本事業に繋げることもある。

問い合わせ先

児童養護施設光明童園
0966-63-2074
hikari.douen@gol.com

自治体

委託事業者

● 事例のポイント

- 本事業の専用区画を設けることで、入所児童にも配慮しながら既存の児童養護施設を活用して本事業を実施している。
- 他施設との連携により、医療的ケア児の受け入れも行っている。

● 基礎項目 (公開情報やアンケート回答も踏まえ記載)

事業形態	- 児童養護施設 ※ 5 自治体と契約 【定員：男子1件 3 兄弟まで、女子1件 2 姉妹まで】	 <光明童園> ※※
支援概要	【利用対象児童 委託自治体在住の18歳までのこども】 【利用料金 ※生活保護世帯は無料、ひとり親世帯は無料、市町民税非課税世帯は、1,000円、その他の世帯は4,300円/日（2歳未満）・2,350円/日（2歳以上）】 【利用理由 保護者が入院、出産、出張などの理由により、家庭においてお子様を養育することが一時的に困難となった場合】 【利用できる期間 ショートステイ：7日以内】	
支援の流れ	- 支援までの流れは以下のとおり。 ① 自治体の窓口へ相談※水俣市の場合は、サポートプランを作成し、必要な家庭に提供 ② 施設見学 ※必須ではないが推奨している。 ※昨年度までは児童家庭支援センターが市と児童養護施設をつなぐ窓口を担っていたが、調整のスピード感を高めるため、市と児童養護施設で直接調整するようになった。	

● 事業の意義・効果、実施状況等

事業の意義・効果	虐待につながる前のレスパイトで効果があったと言われている。また、ショートステイを利用した家庭の多くが、継続利用につながっており、事業の効果を感じている。
需給状況	- 要保護児童対策地域協議会の対象となっている家庭を中心に本事業を活用している（計79日間の利用（令和6年4月～令和7年1月）） - 水俣市以外にも津奈木町、芦北町、鹿児島県の出水市、伊佐市の5市町と契約している。受け入れ人数は水俣市の利用者が最も多い。 - 基本的にショートステイでは、男子では1件 3 兄弟まで、女子では1件 2 姉妹までが限度となる。

支援体制	児童養護施設で預かっているため、児童養護施設の職員がショートステイの業務も兼務している。児童養護施設の稼働状況に合わせてスペースや職員を調整し、残りのリソースでショートステイの受け入れ可能な枠を決めている。
アセスメント	様々なこどもがいるため、こどもの立場に立ち、まずは一度見学の場を設けている。見学でこどもからの意見を聞き、利用につなげている。以前はこどもの名前・生年月日、保護者情報のみ情報をもらい受け入れていたが、より丁寧な支援につなげるため、アセスメントシートを作成し契約自治体に配布し、インテーク等の際に情報を記載してもらい、提供いただいている。
送迎支援	【送迎実施あり】出水市では市が施設への送迎に対応している。また、児童の登下校の送迎については、行きは光明童園が送迎し、帰りは出水市が送迎する役割となっている。

● 供給量の確保や支援の質を高めるための取組み

供給量を確保するための工夫	法人では光明童園と湯出光明童園の2施設で受け入れており、できる限り両施設利用してもらうことで、どちらの施設にも慣れていただき、両施設を活用して柔軟な受け入れ調整を可能としている。
支援の質を高めるための工夫	<医療的ケア児の受け入れ体制の構築> - 医療的ケアが必要な児童のショートステイを受け入れる場面があった。1型糖尿病の児童で、症状や行動、必要なケアに係る勉強会を開き、マニュアルを作成して対応することができた。現在も継続的にショートステイを利用してもらっている。当初、保護者はショートステイの利用意向があったが、看護師が夜勤に対応する環境が整っておらず、対応できなかった。看護師が常駐する病児病後児保育でショートステイを預かることもあり、他施設との連携も行われている。 - 水俣市でも医療的ケア児童に向けた勉強会も開催されており、当園からも参加した。 - 医療的ケアや特性に対応するためのスキル取得に向け、園内で研修や勉強会が行われている。例えば、看護師が中心となって、医療的ケア児童へ対応するための勉強会が開催されている。 - 熊本県より三層構造会議を月に1度開催するよう依頼されており、児童相談所や水俣市と情報共有している。また、各事業所からも月次報告を受け、状況を確認している。要保護児童対策地域協議会の対象家庭とも関わっており、地域の状況は把握できている。1型糖尿病の子については、看護師が常駐する病児病後児保育でショートステイを預かることもあり、他施設との連携も行われている。  他施設との連携により、医療的ケア児を受け入れる体制を構築 <入所児童への配慮> - ショートステイのように一時的に施設で生活する児童を受け入れる際に、児童養護施設にもともと入所している児童に寄り添う必要があった。実際に、見知らぬショートステイの児童と同じ空間で生活することで、ストレスを感じ不安定になってしまう入所児童もいた。児童養護施設に入所する児童に対しても負担がかかるため、現在、男子ホームでは子育てショートステイ専用の区画を設けている。また、枠がある際には、地域小規模児童養護施設の一軒家で受け入れる場合もある。  専用区画を設けることにより、入所児童への心理的負担を軽減している。

● ショートステイを始めたきっかけ

- 児童養護施設の多機能化は、自治体等からの要望に合わせて、機能を広げてきた。他事業所との連携により児童養護施設の機能強化にも努めている。
- これまで培ってきた「子どもを育てる力」を地域子育て支援にも生かしていこうと、ショートステイ・トワイライトステイ、ファミリーサポートセンター事業、地域療育センター事業や児童発達支援センター等の障害児支援、病児・病後児保育、DV等で避難する母子への支援、不登校児支援などに取り組んできた。※※

※※出典：令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「人口減少地域等における児童家庭支援センターを活用した地域家庭支援のあり方に関する調査研究」事例紹介（<https://zenjikasen.com/wp-content/uploads/11.pdf>）（令和7年3月31日確認）

問い合わせ先
（一社）青草の原 事務局
info@aokusa.or.jp

自治体

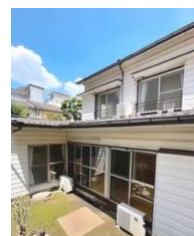
委託事業者

● 事例のポイント

- 既存の居場所拠点と連携することにより、利用者の支援の質の向上だけでなく人材の確保にもつなげている。
- 居場所事業での運営のノウハウを活用し、本事業を効率的に運営している。

● 基礎項目 （公開情報やアンケート回答も踏まえ記載）

事業形態	新宿区にある一軒家「れもんハウス」
支援概要	【利用対象児童 区内在住の生後60日～18歳未満】 【利用料金 一般家庭は1泊3,000円※所得により減免制度あり】 【利用理由 保護者が疾病、疲労その他の理由により家庭でこどもを養育することが一時的に困難となったときや子育てに係る保護者の負担軽減が必要な場合等】 【利用できる期間 原則7泊以内】
支援の流れ	- 支援までの流れは以下のとおり。 ① 子ども家庭支援センターへ利用相談 ② 子ども家庭支援センターが日程調整 ③ 区職員も同席し面会（初回利用のみ）



〈れもんハウス〉※※

● 事業の意義・効果、実施状況等

事業の意義・効果	- ケースワーカーと保護者との関係性が上手くいかず、一時期情報を把握できなくなった間の橋渡しの対応を行っていた。 - 本施設では既存のこどもの居場所のなかで本事業を受け、市民ボランティアがシフトを組み共に預かる体制である。そのなかで、こどもが様々な人や価値観に出会うと共に、本事業利用後も保護者やこどもが本施設に訪れられることにより関係性を保ち、親子の相談を受ける社会資源とのつながりにつながり、地域での積極的な親子の見守りの体制を築くことに繋がっている。
需給状況	居場所事業として地域に開かれた活動とはあえて明確に切り離さないことにより、こどもに居場所的な活動への参加を選択できるようにしており、新しいものに会う機会に繋がっている。



既存の居場所拠点の活動と連動させることにより、こどもへの様々な人や価値観に出会う機会の提供だけでなく、地域での見守り体制の構築に繋がっている

支援体制	協力家庭だけではなくヘルプのメンバーもいるため、沢山の大人と一緒に過ごすようにすることで、シフトに入っているメンバーの負担を下げるようにしている。本施設は2階にシェアハウスのような形で住人がおり、その住人が本事業の協力家庭に登録いただいている。そのため、住人がいる日はもう1名の大人がいれば対応できるため、夜間も対応しやすくなっている。
アセスメント	レスパイトの場合、ケースワーカーが必ず付きアセスメントを新宿区でおこなっている。
送迎支援	【送迎実施あり】レスパイト利用時の送迎は協力家庭が実施することもある

● 供給量の確保や支援の質を高めるための取組み

供給量を確保するための工夫	<シフト調整> - 依頼が来た段階で、登録しているメンバーに連絡し、シフト調整を行う。1～2泊であれば調整しやすいものの、1週間程度の利用になる場合シフトの調整が難しい場合がある。そのため、区の子ども総合センターに伝えて、全ての期間を預かれる家庭に依頼してもらったり、シフトが組める日のみ施設で預かり、その他の日は他の家庭に預かっていただいている。 - 居場所が増えている中で、既にボランティアが沢山おり、ショートステイの場で預かることが可能な人も多くいる。そのため、居場所に本事業の機能をつけられると、より供給量を確保できると考えている。  既存の居場所拠点を活用することにより、人材の確保につながっている
支援の質を高めるための工夫	<研修の実施> - 新宿区の研修が年数回開催され、参加している。 2カ月に1回本事業に限らず当施設全体のメンバーが集まる場を設けており、こどものセーフガーディングといったこどもの権利をどのように守るのかなどを認識合わせし、安全な場づくりの工夫を行っている。 <現場を通じた支援の質向上の取組> - コミュニケーションなど質の担保の点において、多くの人で預かることにより放課後等サービスや幼稚園、施設などで働いているメンバーから経験の浅いメンバーがこどもの接し方について学ぶことが出来る。また、毎晩引継ぎの際に振り返りの会を設けており、対応の仕方に問題がなかったか相談やアドバイスし合う環境を作ることで、スキルのアップデートに繋がっている。
その他の工夫	<他事業のノウハウの活用> - 他事業でのシフト作成や協力家庭のシステムなどのノウハウの活用や制度設計の工夫をした。  既存の活動のノウハウを活かして効率的な運営を行っている <利用家庭の情報の共有> - 登録の際に守秘義務の署名をいただいているため、本事業で預かるにあたり家庭背景などを知る必要がある場合は、必要な情報を区の担当者やケースワーカーに直接確認し状況を確認している。要保護児童対策地域協議会について、どのケースにも参加しているわけではないが、一時保護対象などケースワーカーから依頼を受けて個別ケース検討会議に出席する場合がある。

● 里親を始めたきっかけ

施設の代表が前職にて、母子生活支援施設で本事業を利用する親子と関わっていきなかで、より受け皿を広げる必要があると感じた。そこで、本施設を設立した際に、本事業の受託を新宿区へ打診した。

● 事例のポイント

- 卒園生の保護者の要望から、保育園施設にて小学生を対象としたトワイライトステイを実施
- 卒園生限らず受け入れを行っている。

● 基礎項目 (公開情報やアンケート回答も踏まえ記載)

事業形態	- 認可保育園 ※日中と夜間の保育園を併設している。
支援概要	【利用対象児童 6歳から12歳のこども(小学生)】 【利用料金 市民税非課税のひとり親世帯150円/日、市民税非課税世帯・ひとり親世帯は300円/日、一般世帯 750円/日】 【利用理由 保護者が仕事その他の理由により平日夜間または休日に不在となり、児童を養育することが困難となった場合】 【利用できる期間 6ヵ月程度まで】
支援の流れ	- 支援までの流れは以下のとおり。 ① 自治体へ相談、申込 ② 利用日調整



＜野町保育園＞ ※※

● 事業の意義・効果、実施状況等

事業の意義・効果	家庭の状況が好転したり、精神的・肉体的負担が減ることにより家庭環境が改善されるような効果がある。
需給状況	- 基本的に卒園生の家庭を対象にしている。行政からの紹介で利用されるケースもある。 - 金沢市では、一時保育にリフレッシュも含まれている。当園としてはこどもの様子を把握できている場合、対応する形になっている。 - 毎日利用する家庭は限られており、20名弱の小学校1年生～6年生がかわるがわる利用している。月曜日～木曜日は5名程度、金・土曜日は12名程度預かっており、金・土曜日の利用が多い。

支援体制	- 地域活動の枠組みとしてトワイライトステイを実施しているが、夜間保育園の保育士が対応している。 - 預かっている小学生のこどもは幼少期から長く預かっているため、保護者からも様々な相談を受けて助言する。保護者との関係性構築が出来ているため、対応できる範囲での相談対応が可能となっている。これまでの過程を踏まえたうえで、家庭に寄り添った助言ができると考えている。
アセスメント	多くは卒園生で幼少期から長く預かっていることから、こどもや家庭についての状況を既によく理解している。
送迎支援	【送迎実施なし】

● 供給量の確保や支援の質を高めるための取組み

供給量を確保するための工夫	<定員や預かり時間帯の柔軟な対応> 定員を設定しておらず、卒園生は保育園の環境に慣れているため、個別の家庭の状況にあわせて預かる時間帯を柔軟に対応している。  既に利用していた保育園であることから、こどもへの負担を少なく柔軟に預かる時間を対応している
支援の質を高めるための工夫	<保育士による対応> 保育士が対応を行っており、保育士は様々な研修を必ず受けている。また、何かあった際に自治体へ相談している。  保育士のスキルを活用し、支援の質を高めている
その他の工夫	<生活環境・習慣の整備> 夜間保育園を開所するにあたり、一般家庭がどのような状況か念頭において、ゆったりとこどもが過ごせ、安心できる場を設けたいと考えた。環境づくりとして、畳の部屋に障子がある和室を作り、夜寝る前に入浴して安心して就寝できる生活の流れを作った。昔はお迎えが来るまで起きていたものの、今は生活習慣を守るために21時ごろに就寝させるようにしている。

● トワイライトステイを始めたきっかけ

- 当初は、日中の延長保育を超える方が対象となっていた。
- 契機として、夜間保育園で、小学校に進学するにあたり、夜間面倒を見る人がいない問題に保護者が直面する。その際に活用できる制度を検討した結果、トワイライトステイの実施に至った。